

京都府保育士就職支援資金 貸付要綱細則

(目的)

第1条 この細則は、京都府保育士就職支援資金貸付要綱（以下、「貸付要綱」という。）第27条の規定に基づき、就職支援資金の貸付けに当たり必要な事項につき定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この細則において使用する用語の意義は、貸付要綱において使用する用語の意義の例による。

(貸付対象)

第3条 就職支援資金の貸付対象者は、次の各号に定める要件を備えるものとする。

一 保育補助者雇上費貸付事業

ア 雇用する保育補助者が以下のいずれかに該当する者であること。

(ア) 児童福祉法第7条に規定する「保育所」又は認定こども園で保育業務に従事した期間がある者

(イ) 児童福祉法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者

(ウ) 子育て支援員研修を修了した者（勤務開始後に受講予定の者を含む。）

イ 貸付申請時において、保育補助者を配置することにより、具体的にどのように保育士の勤務環境が改善されるかについての計画を府社協会長に提出すること。

ウ 上記イの計画に基づき、保育士の勤務環境改善を行うこと。

エ 同種の就職支援資金を他から受けていないこと。

二 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

ア 子どもが保育所等に入所が決定したことが確認できる書類を提出すること。

イ 同種の就職支援資金を他から受けていないこと。

三 保育士就職準備金貸付事業

ア 貸付申請時において就職準備金の用途及びその金額を明示すること。

イ 就職準備金の用途は以下に示す保育所等に就職するに当たり必要な費用であること。

(ア) 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用

(イ) 転居先の賃貸物件の借りに伴う礼金や仲介手数料

(ウ) 保育所等で使用する被服費

(エ) 保育所等の勤務に復帰するに当たり研修を受けた際の研修費用

(オ) 保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費

(カ) 申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる制服、用具などの購入費用

(キ) 子どもの預け先を探す際の活動に必要な交通費などの費用

- (ク) その他保育所等への就職に当たって必要と考えられる費用
 - ウ 同種の就職支援資金を他から受けていないこと。
- 四 未就学児を持つ保育士の子供の預かり支援事業利用料金の一部貸付
- ア 保育所等の勤務の時間帯及び子供の預かり支援に関する事業を利用した時間帯及び料金が記載された書類の提出により、貸付の必要性が確認できること。
 - イ 同種の就職支援資金を他から受けていないこと。

(府、市町村との連携)

第4条 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付を行う場合は、府社協会長は府及び市町村と連携し、当該保育士の子どもを保育所に優先的に入所させるよう調整等を行うものとする。

(貸付金の限度)

第5条 就職支援資金の貸付金の限度は以下のとおりとする。

一 保育補助者雇上費貸付事業

保育補助者の給与や諸手当のほか、福利厚生費や社会保険料の事業主負担分等に充当するものでもあるので、貸付金については、貸付要綱第5条第一号イに定める金額の範囲内であれば保育補助者の給与額の如何を問わず、保育補助者雇上費の貸付けを受ける者の希望する額を貸し付けて差し支えないものとする。

二 未就学児をも持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

保育料の一部貸付に当たっては、貸付を受ける者の子どもの保育料に充当する場合のみ貸し付けることができるものとする。

三 保育士就職準備金貸付事業

就職準備金は、第3条第三号イに掲げる用途を参考に、保育所等への就職に当たって必要と考えられるものの費用に対し貸し付けることができるものとする。

四 未就学児をもつ子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付事業

ア 子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付に当たっては、貸付を受ける者の子どもの預かり支援に関する事業を利用するために要した費用に充当する場合のみ貸し付けることができるものであること。

イ 貸付の対象となる費用については、事業の利用料金のほか、入会金その他の事業利用に当たり必要となる費用も含まれること。

(就職支援資金の支払方法)

第6条 就職支援資金は就職準備金を除き、原則として年2回に分割して口座振込により支払うものとする。

- 2 保育補助者雇上費において、当該保育補助者が保育士資格を取得した場合に、保育士として登録された日を確認するため、雇上げ費用の交付を中止又は保留することがある。
- 3 必要な書類の提出や申請手続きが行われない場合に、事実が判明した月以降の貸付金の交付を中止又は保留することがある。

(貸付期間の終期)

- 第7条 貸付要綱第12条第一号アに定める保育補助者が保育士資格を取得したときの貸付期間の終期は、当該保育補助者が保育士登録を行った日の属する月の末日とする。
- 2 当該保育補助者が保育士登録を行わない場合は、保育士資格を取得した日の属する月の翌月から3箇月の日を貸付期間の終期とする。ただし、やむを得ない事由があると会長が認める場合は、この限りではない。
 - 3 貸付要綱第12条第一号イに定める返還債務の免除の事由及び貸付要綱第14条第一号から第四号に定める返還事由が生じた場合の貸付期間の終期は、当該事由が生じた日の属する月の末日とする。

(実績報告)

- 第8条 貸付要綱第13条に定める実績報告は、実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。
- ア 支出内訳書(実績報告)
 - イ 給与等証明書
 - ウ 勤務環境改善実績報告書
 - エ その他、会長が必要と認める書類
- 2 前項による実績報告は貸付を受ける年度毎に行わなければならない。
 - 3 貸付金の金額は、当該年度の実績報告により確定する。

(精算)

- 第9条 前条に定める実績報告書の提出を受けたときは、会長はこれを審査し、精算を行うものとする。
- 2 精算により返還しなければならない費用がある場合、貸付を受けた保育園等は、原則として一括により、これを速やかに返還しなければならない。
 - 3 ただし、翌年度以降に精算により返還しなければならない費用を上回る金額の雇上げ費用の貸付を受ける場合は、この雇上げ費用から控除することにより、精算することができる。

(保育士資格取得)

- 第10条 保育士資格の取得は、次のいずれかにより確認する。
- ア 指定保育士養成施設卒業証明書又は保育士養成課程修了証明書
 - イ 保育士試験合格通知
- 2 保育士資格を取得した場合は、保育士資格取得届に前項に掲げる書類を添えて、直ちに会長に届け出なければならない。
 - 3 貸付要綱第12条第一号アに定める、貸付終了後、1年以内に保育士資格を取得することが見込まれるときは、当該保育園等において勤務が継続している場合で、かつ、会長が次の場合と認めた場合のときとする。
 - ア 1年以内に指定保育士養成施設を卒業できる見込みである場合

イ 1年以内に保育士資格を取得可能な幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例の対象講座を受講する場合

ウ 保育士試験の筆記科目がほとんど免除となっている者で、1年以内の保育士試験の合格の可能性が極めて高い場合

4 前項各号で会長が認める場合は、1年以内に保育士資格を取得することを条件として、保育補助者雇上費の返還免除を行うものとする。

5 第3項各号で会長が認める場合に、1年以内に保育士資格を取得できなかった場合は、保育補助者雇上費を返還しなければならない。

6 なお、当該保育園等で勤務を継続している場合で、かつ、第3項各号で会長が認める場合は、当該期間、要綱第14条に定める返還事由が生じた日の属する月の翌月から、返還債務の履行を猶予することができる。

(保育士登録)

第11条 当該保育補助者が保育士資格を取得したときは、速やかに保育士登録を行わなければならない。

2 保育士登録後、保育士証が交付されたときは、直ちに保育士登録届に保育士証の写しを添えて、会長に届け出なければならない。

(貸付契約の解除)

第12条 貸付要綱第11条第1項に規定する「貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったとき」は、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

一 保育補助者雇上費貸付事業

ア 保育補助者が退職し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇上を行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得することが著しく困難であるとき。

イ 保育補助者が心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるときであって、直ちに新たな保育補助者の雇上を行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得することが著しく困難であるとき。

ウ 保育補助者が死亡し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇上を行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得することが著しく困難であるとき。

エ その他保育補助者雇上費貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

二 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

ア 退職したとき。

イ 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

ウ 死亡したとき。

エ その他保育料の一部貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

三 保育士就職準備金貸付事業

ア 退職したとき。

イ 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

ウ 死亡したとき。

エ その他就職準備金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

四 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付事業

ア 退職したとき。

イ 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

ウ 死亡したとき。

エ その他子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還債務の履行猶予)

第13条 貸付要綱第16条第一号イ、第二号イ及び第三号イ、第四号イに規定する「その他やむを得ない事由」は、例えば育児休業等により貸付要綱第4条第一号ア、第二号ア及び第三号ウ、第四号アに規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。

(返還債務の裁量免除)

第14条 貸付要綱第17条第一号及び第二号に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は貸付要綱第10条に規定する連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、府社協会長が真にやむを得ない場合と認める場合に限り、個別に適用する。

2 貸付要綱第17条三号から第六号に規定する返還の債務の裁量免除は、本貸付事業が貸付要綱第4条に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握のうえ、府社協会長の判断により、個別に適用する。ただし、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しない。

3 裁量免除の額は、事業ごとに以下の算定方法を用いる。

一 保育補助者雇上費貸付事業

裁量免除の額は、貸付要綱第12条第一号アに規定する業務に従事した月数を、保育補助者雇上げ費の貸付を受けた月数の3分の4に相当する月数(この月数が24に満たない場合は24とする)で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする)を返還の債務の額に乗じて得た額とすること。

二 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

裁量免除の額は、貸付要綱第12条第二号アに規定する業務に従事した月数を、24で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする)を返還の債務の額に乗じて得た額とすること。

三 保育士就職準備金貸付事業

裁量免除の額は、貸付要綱第12条第三号アに規定する業務に従事した月数を、

24で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とすること。

四 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付事業

裁量免除の額は、貸付要綱第12条第四号アに規定する業務に従事した月数を、24で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とすること。

（貸付台帳の作成）

第15条 貸付要綱第19条第1項に規定する貸付の決定を行った者について、氏名、貸付決定日、貸付額等の貸付台帳を作成し、債権の状況を整理するものとする。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

この細則は、平成29年3月1日から施行する。